

## 武蔵丘短期大学 障がい学生支援に関する基本方針

### 基本理念

武蔵丘短期大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障がいのある学生及び入学希望者（以下、学生）に対して、以下のとおり合理的配慮を行うように努める。

### 機会の確保

障がいを理由に修学を断念することのないよう、すべての学生に公平な機会の確保に努める。

### 支援体制

大学全体として下表の専門性のある関連部署において支援に努める。そのために、学生・教職員へ障がいの理解と意識啓発を推進していく。

### 支援方法

教育の質の維持を保障する範囲において、本学と障がいのある学生並びに保護者との建設的対話による相互理解を通じて、適切な支援に努める。

### 施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送ることのできるような教育環境づくりに努める。

表

主な支援内容	関連部署等
授業・修学上の支援・相談	授業担当教員、教務委員会、教務課
学生生活の支援（課外活動・奨学金）	学生委員会、 スチューデントサポート課（学生支援担当）
健康面・メンタル面での支援・相談	医務室
進路・就職支援	進路支援委員会、 スチューデントサポート課（進路支援担当）
学習・教育環境の整備・支援	教務委員会、教務課 スチューデントサポート課（学生支援担当）
施設・教育環境の整備・支援	総務課
災害時の支援	授業担当教員、総務課
入学前の相談	入試委員会 スチューデントサポート課（入試広報担当）
その他	必要に応じて学外の支援組織等